

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(間伐特措法の特例)</p> <p>第21条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内）」とあるのは「12年以内（5年以内）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する特定増殖事業計画」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1908 770 2047"><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4条第1項</td><td>[略]</td><td>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び東日本大</td></tr></table>	[略]			第4条第1項	[略]	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び東日本大	<p>(間伐特措法の特例)</p> <p>第21条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。<u>以下「間伐特措法」という。</u>）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内）」とあるのは「12年以内（5年以内）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する特定増殖事業計画」とする。</p> <p><u>2 間伐特措法第16条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第14条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する特定植栽事業計画」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響（以下「原子力発電所事故による災害の影響」という。）<u>を受けているもの</u>についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 1908 1457 2047"><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4条第1項</td><td>[略]</td><td>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書並びに東日本</td></tr></table>	[略]			第4条第1項	[略]	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書並びに東日本
[略]													
第4条第1項	[略]	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び東日本大											
[略]													
第4条第1項	[略]	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書並びに東日本											

	<p>震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第1条第1項各号に規定する証明を記載した書面（以下「東日本大震災に係る被災証明書」という。）</p>		<p>大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第1条第1項各号に規定する証明<u>及び原子力発電所事故による災害の影響を受けていることの証明</u>を記載した書面（以下「東日本大震災に係る被災証明書」という。）</p>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第21条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則附則第3項の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる林業・木材産業改善資金から適用し、同日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。